鶴岡市「単品スライド条項」の運用基準

1 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目 ごとに次式により算定した当該工事に係るそれぞれの変動額が請負代金額の100分の1に 相当する金額を超えるものとする。

■ 変動額鋼 = M変更鋼 - M当初鋼

■ 変動額油 = M変更油 - M当初油

 \square Муря Муря $= \{p'1 \times D1 + p'2 \times D2 + \dots + p'm \times Dm\} \times k \times 105/100$

• M変更鋼, M変更油 : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

・ M当初鋼, M当初油 : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

• p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

・ p': 3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当す

る各材料の単価

• D : 4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対

象数量

· k : 落札率

(2) (1)に規定する「請負代金額」は請負代金の部分払をした工事にあっては、請負代金額から 当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場 等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額 とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の建設工事請負契約 約款第39条第3項に規定する通知の書面において、6の規定により、鶴岡市長又はその委 任を受けた者(以下「甲」という。)又は請負者(以下「乙」という。)は、当該部分払の対 象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場 合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除 しない額とする。

2 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、1の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

■ S = 変動額鋼 + 変動額油 - P×1/100 (M変更鋼-M当初鋼) + (M変更油-M当初油) - P×1/100

- ※ ただし、変動額鋼 \leq P \times 1/100 のとき、上式では、変動額鋼= 0 変動額油 \leq P \times 1/100 のとき、上式では、変動額油= 0
- \square M当初鋼,M当初油= $\{p1 \times D1 + p2 \times D2 + \cdots + pm \times Dm\} \times k \times 105/100$
- \square М変更鋼, М変更油= $\{p'1 \times D1 + p'2 \times D2 + \cdots + p'm \times Dm\} \times k \times 105/100$
- S : スライド額
- M変更鋼、M変更油 : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額
- M当初鋼, M当初油 : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額
- p: 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
- ・ p': 3の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価
- ・ D : 4の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量
- · k : 落札率
- P: 1に規定する請負代金額
- (2) 甲は、乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)のM変更鋼又はM変更油を下回る場合にあっては、(1)に規定にかかわらず、(1)のM変更鋼に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)のM変更油に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

M購入鋼<M変更鋼 又は M購入油<M変更油 のとき

- S = 変動額鋼 + 変動額油 P×1/100 (M購入鋼-M当初鋼) + (M購入油-M当初油) - P×1/100
- ※ ただし、変動額鋼 \leq P \times 1/100 のとき、上式では、変動額鋼= 0 変動額油 \leq P \times 1/100 のとき、上式では、変動額油= 0
- ・ M購入鋼, M購入油 : 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)
- (3) (2)の「乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。
 - ① 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を乙が実際に購入した際の代金額。
 - ② 5の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに乙が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
 - ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用

いた数量を4の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3(1)②p0 の平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3 価格変動後における単価の算定方法

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。
 - ① 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。

- ② 燃料油
 - イ 各対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、 各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。
 - ロ 各対象材料のうち、5(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明 書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4の対象数量とすることとし たものにあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が 属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。
- (2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、建設工事請負契約約款第14条第2項による工事材料の確認の際に把握された月及び数量とし、当該確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量 (D) (以下「対象数量」という。) は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
 - ① 設計図書(営繕工事にあっては、数量書。以下同じ。)に記載された数量があるときは、 当該数量
 - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工事等にあっては、甲の設計数量
 - ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの
- (2) 請負代金の部分払をした工事にあっては、6に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関するこへの確認

- (1) 乙が単品スライド条項の適用を請求した場合、甲は乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格(数量及び単価)、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると甲が認める場合においては、乙が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、乙が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、乙が証明した数量以外の数量についても4の対象数量とすることができる。

6 部分払時の取扱い

建設工事請負契約約款第39条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、甲又は乙の求めに応じ、当該通知を行う書面に、甲又は乙は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

7 部分引渡し

建設工事請負契約約款第40条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9 全体スライドを行う場合の特則

建設工事請負契約約款第26条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、1(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価(建設工事請負契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、2(1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価(建設工事請負契約約款26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から建設工事請負契約約款第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする。)」とする。

附 則

- 1 この基準は、平成20年8月21日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの基準の施行日以降で平成20年11月30日以前である工事に係る8(1)の 規定の適用については、「当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。) が2月以上である場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年9月30日まで」 とする。